

会報

2010年1月 第34号



©慶應義塾

目次

- | | | | |
|----|---|----|--------------------------------------|
| 02 | 実学の精神の継承
慶應義塾長/清家 篤 | 16 | 公認会計士試験の状況 |
| 03 | ご挨拶
三田会会長/山田 幸太郎 | 17 | 公認会計士第2次試験及び公認会計士試験
大学・年度別合格者数一覧表 |
| 04 | 会計士の国際組織について
池上 玄 | 18 | 総会報告 |
| 06 | 二つの会務
・公認会計士三田会の事務局として
・日本公認会計士協会常務理事として
柳澤 義一 | 18 | 冬季研修会 |
| 07 | 日本の公認会計士制度と国際教育基準 (IES)
加藤 達也 | 18 | 懇親会・新人歓迎会 |
| 10 | IFRS導入にみる「民情一新」
永田 高士 | 19 | 夏季研修会 |
| 12 | 思考停止からの脱却～人材育成の重要性について
大久保 和孝 | 20 | 公認会計士三田会親睦ゴルフ |
| 14 | 「プロボノ」
森田 真里子 | 20 | 公認会計士慶早対抗ゴルフ |
| | | 21 | 第22回CPAゴルフ十月会 (大学別対抗戦) |
| | | 22 | 役員一覧 |
| | | 23 | 公認会計士三田会・会則 |



慶應義塾長

清家 篤

昭和52年商学部卒

実学の精神の継承

公認会計士三田会の皆様、新年明けましておめでとうございます。

毎年多数の慶應義塾出身者が公認会計士試験に合格していることは慶應義塾としても大きな誇りです。この実績は容易に維持しうるものではありません。なにより心強いのは、公認会計士三田会の皆様の活躍が次に続く後輩たちの目標となっているということです。さらに、会計研究室主催のガイダンスで皆様が公認会計士を目指す塾生の指導に当たってくださるなど、合格に向けて日夜勉強にいそしむ塾生が高いモチベーションを持ち続けられるのも皆様のご支援によるものと感謝しています。

この度新しく公認会計士試験に合格された皆様は本当におめでとうございます。今度は、半学半教の精神でこれから公認会計士を志す塾生を助けても頂けますようお願い致します。

福澤先生自身が「最も面倒にして最も筆を労したるもの」(『福澤全集緒言』)と書いておられる著作『帳合之法』は、西洋簿記学に関する日本で最初の文献として明治6年に刊行されました。そもそも簿記という訳語さえ存在せず、また数字も伝統的に縦書きであった当時、執筆には様々な苦労があったようです。福澤先生が創意工夫を重ね苦心の末に著した『帳合之法』は、日本における会計の普及に大きな影響を与えてきました。それだけでなく実践面においても、算盤の天才と称された中村道太が西洋簿記を持って丸屋商社の経理を総攬

したり、福澤先生の出資により簿記講習所を開設するなど、福澤先生とその門下生たちは、理論面実践面のどちらにおいても日本の会計の世界をリードしてきました。

公認会計士三田会の皆様には、その伝統をこれからも受け継いでいただきたいと願っています。福澤先生の時とはまた違った大きな変化を迎えている現代、あらためて福澤先生の実学の精神が大切になっています。福澤先生自身が実学に「サイヤンス」とルビをふられた『慶應義塾紀事』からも分かるように、実学とは実証科学のことであり、既成概念にとらわれず実証精神によって物事の真の姿を知るということです。変化の時代には、福澤先生以来の伝統である実学の精神を身に付けた人材、言い換えれば自分の頭でものを考え、何が正しいかを判断することのできる義塾出身者の活躍が望まれています。

その原動力となるのは、慶應義塾で学び福澤精神のもとに集う仲間である社中協力の絆だと思います。こうした意味において、ともに切磋琢磨し自らを高め、さらに積極的に後輩を育成してこられた慶應義塾出身の公認会計士の皆様が、今後ますますその真価を発揮されて、斯界の発展に貢献されることを心から願ってやみません。

高い志のもとに日々福澤先生の実学の精神を實踐されている公認会計士三田会の皆様が、是非これからも誇りあるこの伝統を継承していかれまますよう期待をしております。公認会計士三田会の益々のご発展をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



三田会会長

山田 幸太郎

昭和45年経済学部卒

ご挨拶

公認会計士三田会会員の皆さま、平素より公認会計士三田会へのご協力をいただきましてありがとうございます。また、新会員の皆さま、このたびは合格おめでとうございます。昨年の2月に開催された公認会計士三田会の総会及び幹事会で、会長に就任いたしました山田幸太郎でございます。私は昭和45年に経済学部を卒業し、現在に至るまで約40年近く監査及び税務業務を行ってまいりました。

慶應義塾社中には、年度・地域・職域など約870団体の三田会が存在していますが、公認会計士三田会もその一つであり、1977年に発足して以来、長年にわたり会員同士の絆を深めて参りました。平成21年公認会計士試験においても慶應義塾出身の合格者数は大学別でトップとなりましたが、合格者の増加に伴い公認会計士三田会の会員数も急激に伸び、今では職域三田会としては有数の規模を誇る三田会となっております。もちろん、我々はただ合格者数が連続でトップであるというだけではなく、業界における義塾出身者が重要な役割を担っているという自覚を持っていかなければなりません。

当会は会則に記載のとおり、会計及び監査に関する学術の研究、会員の知識及び経験の交流、業務の協調、会員相互の親睦並びに後進の指導育成等を図ることを目的としております。大手監査法人に所属する方々から個人事務所を営むまたは所属する方々、また年齢構成も大ベテランから新人まで、法人や年齢の垣根を越えて交流が図られ、活気のある会となっております。昨年度の冬季の研修会・新人歓迎会には大勢の会員にご参加いただき、会員の皆さまのご協力に感

謝するとともに、新会員の勢いと次世代への期待を感じておりました。一方、夏季研修会では、(株)商船三井の相談役であり初代日本郵政公社総裁としてご活躍された生田正治様に講演をお願いし、大盛況の研修会となりました。普段触れている会計や監査といった視点から少し離れたところで貴重なお話をいただけるのも会計士三田会ならではの事かもしれません。

義塾出身の合格者であれば誰でも会員になれば、いつからでも参加可能ということも少しずつ認知されてきたこともあってか、近年では若手の参加者も増えてきております。若い方にとっては、会計や監査の基準を作成している方々や協会役員といった業界で活躍をされている方々に会い、話をうかがうというだけでも多くの事を学べる機会となります。法人の枠を超えて同窓の仲間と語り合うという事も大切な経験になります。いかに魅力ある会を運営していくかという事について、役員一同一丸となって取り組んでおりますので今後とも是非ご参加いただきますよう宜しくお願いいたします。

なお、昨今のサブプライムローン問題に端を発した経済情勢悪化の中、我が国においては大きな政権交代がありました。会計士業界をとりまく環境も劇的に変化をしており、IFRS導入に関する問題、合格者数増加と就職難の問題など取り組まなくてはならない課題は数多くあります。当会の皆さまは、「変化はチャンス」ととらえ、時代の流れをしっかりと読みながら自己研鑽をし、義塾の教えである「気品の泉源、智徳の模範」「全社会の先導者たらんことを欲するものなり」という精神を持って、会計士業界の発展と塾への貢献に邁進していただければと思っております。本年も皆さまとお会い出来るのを楽しみにしております。

なお、本誌「公認会計士三田会会報」も号を重ね、今回で第34号となります。バックナンバーにつきましては会計士三田会のホームページにてダウンロードして閲覧可能です。過去には、本会発足の経緯、会計や業界動向、監査法人の合併の秘話等が執筆されており、大変興味深い内容となっておりますので、是非ご覧ください。



池上 玄

昭和52年商学部卒

会計士の国際組織について

IFAC (International Federation of Accountants、国際会計士連盟) の活動に1997年に初めて参加してから12年が経過しました。また、2007年からCAPA (Confederation of Asian and Pacific Accountants、アジア・太平洋会計士連盟) の活動にも並行して参加しています。本稿では、会計士の国際組織であるIFAC及びCAPAの活動状況などを紹介いたします。

1. IFAC (国際会計士連盟)

(1) IFACについて

IFAC (国際会計士連盟) は、120か国以上の国の150を超える加盟団体から成るニューヨークに本部がある組織ですが、主な活動は国際監査基準等の国際基準の設定です。後述いたします各基準を設定している組織の上部組織として、筆者が2005年からボード・メンバー (日本代表) を務めておりますIFAC理事会があります。IFAC理事会メンバー22名の出身国 (団体) は、米国 (2名)、英国 (2団体から2名)、ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、アイルランド、ノルディック (北欧諸国の代表)、カナダ (2団体から2名)、メキシコ、ブラジル、オーストラリア、ニュージーランド、日本、中国、インド、パキスタン、チュニジア、ウガンダとなっています。日本公認会計士協会からは、このIFAC理事会を含めIFAC主要委員会等に延べ5名の代表を送り込んでいます。

IFACの各基準を設定している組織等は、国

際監査・保証基準審議会 (IAASB)、国際会計士倫理基準審議会 (IESBA)、国際会計教育基準審議会 (IAESB)、国際公会計基準審議会 (IPSASB) 等があり、また、IFAC基準設定のデュープロセスの監視等を行う公益監視委員会 (PIOB) が設置されています。

(2) IFACの活動状況-国際基準のアドプション支援など

近年、話題になっているIFRS (国際財務報告基準) は日本を含めて、各国がアドプション (採用) する方向ですが、IFACの基準設定活動の成果物である国際監査基準 (ISA)、国際倫理基準 (Code of Ethics)、国際教育基準 (IES)、国際公会計基準 (IPSAS) についても同様の動きがあるとと言えます。国際監査基準は、監査報告書の比較可能性と保証水準の国際的均質化を担保し、国際倫理基準、国際教育基準は、監査を実施する会計士自体の国際的均質化をサポートする基準といえます。各国の自国基準に国際基準の内容を取り入れていく段階として、ハーモナイゼーション (調和)、コンバージェンス (収斂)、アドプション (採用) がありますが、国際監査基準についてはアドプションが進んでおり、世界の70か国以上で採用されています。一方、国際倫理基準、国際教育基準、国際公会計基準は、一般的にはアドプションの前の段階にあると言えます。これは各国の法律・規制等の関係で、そのまま受け入れるのは簡単でないといった事情が背景にあります。

IFACは、これらのIFAC基準の世界各国でのアドプションを促進するために、種々の活動を行っています。主な活動としては、研修・国際フォーラムの開催、コンプライアンス委員会 (CAP - Compliance Advisory Panel) が行っている各国団体のIFAC基準遵守の調査・指導活動、後述するCAPAなどの地域団体を通してのアドプション (採用) の促進、発展途上国のアドプションのための国際支援機関 (世界銀行等) との協力関係の構築等が

挙げられます。なお、研修については、世界各国で年10回以上開催される各基準の設定会議の際に、開催国の会計士団体会員向けに行われています。2009年10月に東京で開催された国際会計士倫理基準審議会（IESBA）の会議の際にも、JICPA会員向けの倫理基準研修会が開催されました。

2. CAPA (アジア・太平洋会計士連盟) —————

(1) CAPAについて

CAPA (アジア・太平洋会計士連盟) は、20か国以上の国から30を超える加盟団体から成るマレーシアのクアラルンプールに本部がある組織です。CAPAは、IFACが認定している世界の4つの地域団体の一つでありアジア・太平洋地域（オーストラリア、ニュージーランド、フィジーなどの南太平洋諸国、カナダ等を含みます。）をカバーしており、他の地域団体であるFEE (Federation des Experts Comptables Europeens、ヨーロッパ会計士連盟) は欧州地域、ECSAFA (Eastern Central and Southern African Federation of Accountants、東・中央及び南アフリカ会計士連盟) はアフリカ地域、IAA (Interamerican Accounting Association、南北アメリカ会計士連盟) は南北アメリカ地域の各国をカバーしています。筆者が2007年からボード・メンバー（日本代表）を務めておりますCAPA理事会（Board、EXCOM）のメンバー11名の出身国（団体）は、日本、中国、韓国、マレーシア、インド、パキスタン、スリランカ、バングラディッシュ、オーストラリア、ニュージーランド、カナダとなっています。

CAPAは理事会の下部組織として戦略財政委員会（SFC - Strategic & Finance Committee）、監査委員会（Audit Committee）の各委員会を設置しています。CAPAの主な活動としては、IFACが設定する諸基準を普及させていくことが挙げられます。

(2) CAPAの活動状況-国際基準のアドプション支援など

CAPAはIFACが行っている国際基準のアドプション促進活動に同調する方向で活動しており、IFACの発展途上国の会計士活動への対応委員会（DNC - Developing Nations Committee）などと協力して、発展途上国の国際基準のアドプションを促進するために、国際支援機関との協力関係の構築等に努めています。2010年1月には、インドのハイデラバードとマレーシアのクアラルンプールで、アジア地域の発展途上国の国際基準採用を促進するための研修講師養成研修（Train the trainer program）の開催を予定しています。

また、最近の活動としては、JICPA主導で行ったCAPAメンバー団体を対象として実施した環境会計・CSRサーベイ及びその調査報告（CAPAのホームページに掲載されています。）があり、2009年10月に北京で環境会計・CSRフォーラムを開催しています。

3. おわりに —————

中国のGDPが日本を抜いて、日本が世界第3位となってしまうと言われており、また、最近の新聞記事では1990年代に世界第1位であった政府開発援助（ODA）支援額も2007年には世界第5位にまで落ちていとされています。会計士の国際組織においても、筆者が1997年に初めてIFAC会議に参加した頃は、アジア地区と言えば、日本が一番にできたものですが、最近は欧米の会計士がアジアに関して最初に口にする国は、BRICSという名称が定着してきたことを裏付けるかのように、中国、インドということが多くなったと感じています。

会計士の国際組織に参加している日本の公認会計士の一人として、組織への積極的な参加と貢献・説得力のある発言などを通して、日本の相対的立場を高めていきたいと思っています。



柳澤 義一

昭和54年経済学部卒

二つの会務

- ・公認会計士三田会の事務局として
- ・日本公認会計士協会常務理事として

【会務その1 公認会計士三田会の事務局担当として】

平成15年に西野さん(昭和22年卒・故人)より、公認会計士三田会の事務局を引き継がせて頂きましたが、その後、森重会長、石井会長、青木会長、そして現在の山田会長に仕えてきております。ご承知のように今や公認会計士三田会は、4500人をゆうに超え、数ある各種の三田会の中でも最大規模の三田会となっております。なんとか毎年この巨大な組織を運営していけるのも幹事、年度世話人、実行委員等々、公認会計士三田会のお世話係になって頂いている人たちのご尽力のたまものと心底より感じております。

公認会計士三田会の大きな活動としましては、毎年下記のようなものがあります。

- ・総会兼新人歓迎会(毎年2月)於・銀座交詢社
- ・夏季研修会(毎年7月から9月の間)於・慶應義塾大学三田キャンパス
- ・各種ゴルフコンペ(三田会、早慶、大学対抗)
- ・広報活動(会報の発行、ホームページ)
- ・日吉、三田キャンパスにおける公認会計士制度説明会

これらの企画、準備、運営は、正副会長、監事、常任の幹事のほか、その年の1年だけお世話していただく年度世話人や、幹事をサポートする実行委員といった様々な方々のボランティアによって行

われますが、特徴的なのが、『年度世話人』制度です。これは、連合三田会の実行委員が10年単位の代に別れて、10年ごとに大会の世話役をやるのを真似て、10年に一回だけその年度の世話人をやらせてもらうというもので、佐竹さん(現・三田会副会長)の提案で始めたものです。当初は、うまく行くのかなと疑心暗鬼でしたが、これが意外に?うまくいっています。1年切りと思えば、気持ちも楽ですし、勢いでやれるところもあります。今年、昭和36年卒、46年卒、56年卒、平成3年卒、13年卒が年度世話人ですが、年度世話人会において何と4代の方が揃うこともあり、40年も年が離れている者どうしが同じ会の同じ世話人として一緒に活動し、一緒に酒を酌み交わしている、これはもう驚きです。年度世話人から、そのまま常任の幹事に残って頂いている方も大勢おり、三田会そのものの活性化にもつながっております。

総会や研修会の準備と称しながら、毎月のように年度世話人会や幹事会を開いていますが、私はこれらの準備の会での多くの人たちとの交流や飲み会を楽しみにしているのが実情です。

公認会計士業界において、大量合格、大規模監査法人、国際標準化と益々「個」の存在が薄れて行ってしまうような雰囲気ですが、そのような中であって組織や年代に関係なく、同窓という輪の中で肩の力を抜いて「個」と「個」の付き合いができる三田会は、会員の皆様がほっと一息つける、そんな会として永続することを望んでいます。

【会務その2 日本公認会計士協会常務理事(中小事務所担当)として】

もう一つの会務として日本公認会計士協会(以下、協会)の会務があります。平成13年に理事に就任して以来、常務理事としても、2期6年目を迎えようとしていますが、こちらのほうは三田会の会務に比べれば、楽???なものです。現在、私は、個

人・中小事務所のお世話係として、中小事務所等施策調査会(中小監査事務所連絡協議会)を所管させて頂いております。

今や、公認会計士事務所、監査法人を取り巻く環境の変化の激しさは並大抵のものではなく、この数年の動きを見ただけでも、公認会計士法の改正、内部統制報告・監査制度、四半期レビュー制度、国際監査基準へのコンバージェンス問題、国際倫理基準へのコンバージェンス、そしてなんといってもIFRS(国際財務報告基準)への対応といった具合に数えきれないほどあるというだけでなく、その一つ一つがとても大きな課題であり、個人の公認会計士事務所や中小の監査事務所としては、その事務所だけで対応しようとしてもおのずから限界があります。そこで、協会が率先して個人・中小事務所向けに情報発信をし、ツールを作ったり、研修会を開催したりする活動です。東京のみならず、大阪や名古屋に出張して行くことも多々あり、いろいろな会員の方々と接することができます。これもまた、多くの方々に支えられております。

そして、この協会の会務活動においても三田会のメンバーには、とてもよく支えてもらっています。当然のことですが、三田会だからといって、協会の中で閥を作るようなことはまったくありませんが、なんとなくアームストロングスの関係と言いましょか、あうんの呼吸で、助け合っているような気がします。三田会のメンバーとしては、常務理事として池上さん(S52卒、国際担当)、小見山さん(S52卒、経営担当)、森さん(S55卒、監査保証実務担当)、市村さん(S55卒、会計制度担当)、篠原さん(S57卒、監査基準担当)、上林さん(S58卒、補習所担当)、吉田慶太さん(H1卒、法規担当)、理事として梶川さん(S49卒)、佐藤行正さん(S52卒)、油谷成恒さん(S58卒)、加藤達也さん(S61卒)、佐藤裕紀さん(S63卒)らがあり、皆さん三田会同様に、これまたボランティアで頑張っています。



加藤 達也

昭和61年商学部卒

日本の公認会計士制度と国際教育基準(IES)

1. 最近の状況

平成21年11月26日に平成21年公認会計士試験の合格発表があり、短答式試験から新規で1,916名の合格者が出た。昨年の3,024名からは大幅な減とはなっているものの、公認会計士試験合格者に関する監査法人・企業の求人が合格者数を大幅に下回り、累積で700名を超える未就職者がいるとの話もあり、大きな問題となっている。

このような状況を受け、金融庁は、公認会計士試験及び資格制度等について幅広く検討を行うことを目的として、「公認会計士制度に関する懇談会」を設置し、その第1回目の懇談会が平成21年12月10日(木)に開催された。

2. 公認会計士制度に関する懇談会における議論

懇談会は、大塚耕平内閣府副大臣を座長とし、18名のメンバーで構成されており、公認会計士業界からは、増田宏一日本公認会計士協会会長がメンバーとなっている。

懇談会では、公認会計士の質の確保や量的拡大の要請に対応し、平成15年に公認会計士法が改正され、平成18年から現在の新試験制度がスタートし、平成30年までに公認会計士数を5万人(年間合格者数2~3千人)にすることが示されたこと、また、監査業界のみならず経済界の様々な分野で公認会計士が活躍することが期待され、社会人にも受験しやすいような試験制度の改訂がなされたという今までの経緯、及び、実際には監査業界における内部統制監査など制度更に伴う必要人員は一定のレベルを超えることなく、かつ、経済界(特に一般企業)の公認会計士試験合格者の需要は想定をはるかに下回るものであった結果、上記のような未就職者が発生しているという現状が説明された。

このような状況を踏まえ、金融庁からは、試験制度見直しに関して、以下のような論点を示され、また、公認会計士試験合格者のあり方については、当面2千人程度を目安とすることが望ましいとの提案があった。

<試験制度>

- ・試験合格の魅力やキャリアパスの多様化をより即すような制度設計について
- ・大学卒業要件について

<資格取得要件>

- ・最終合格者（社会人の合格者を含む）が円滑に資格取得できるような制度設計について

<その他>

- ・資格取得後の公認会計士の質の確保について

3. 国際教育基準（IES）について

このような公認会計士制度を議論するにあたっては、その大前提として、国際教育基準（IES）の理解が必要である。上記懇談会の配布資料8「その他」（金融庁ウェブサイト参照）においても、P24～P28に「国際教育基準と日本の公認会計士養成システムとの相違点等について」と題された国際教育基準を遵守するために日本の公認会計士制度において検討すべき事項、及び、国際教育基準の関連箇所の抜粋（英文和文併記）が記載されている。

以下、試験制度も含めた今後の日本の会計教育制度に大きな影響を及ぼすと思われる国際教育基準について、紹介していくことにする。

(1) はじめに

すでに国際監査基準とのコンバージェンスが進んだ監査基準や、数年後のアドプションが見込まれる会計基準と同様、公認会計士に関する人的側面（教育、資格等）のグローバル化が益々進んでいくと想定される。教育に関しては、国際会計士連盟（International Federation of Accountants - IFAC）の中に設置されている国際教育基準審議会（International Accounting Education Standards Board - IAESB）が、国際教育基準（International Education Standard - IES）を設定しており、IFACの会員は、この基準に準拠した教育制度を整備・運用する義務がある。

(2) IFAC

昭和52年10月に設立されたIFACは、「公益に尽くし、基づく高品質なサービスを提供するために世界的に調和のとれた基準を開発し、推進を会計専門家団体に世界的に行い、高品質な職業専門基準を設定、促進

することにより強い国際経済の発展に寄与すること」という使命のもと設置された各種審議会・委員会が、それぞれの領域においてIFACの目的達成に向けて活動を続けている。その中で、教育基準を開発する審議会が、IAESBである。

(3) IAESB

IAESBは、公認会計士の資格取得前の教育、資格取得後の継続的専門能力開発等の要求事項を定める教育基準を開発する審議会であり、平成17年11月の年次総会で教育委員会から名称が変更された。

平成14年から、従来の「教育ガイドライン」を、より規範性の高いIESにしていくプロジェクトを立ち上げ、順次作業を進め、現在では、8本の基準IES及び3本の実務ステートメントの他、研究報告等を公表し、活発な活動を続けている。

(4) 国際教育基準（IES）

日本公認会計士協会は、IFACの会員（メンバー団体）として、IESに定められている事項を遵守しなければいけない。

平成21年12月現在、IESとして、フレームワークを加えた以下の9本の基準が公表されている。

- ・会計職業専門家のためのIES理解のためのフレームワーク
- ・IES1号：会計職業専門家教育を始めるための参加要件
- ・IES2号：会計職業専門家教育プログラムにおける教育科目
- ・IES3号：職業専門家としてのスキル
- ・IES4号：職業専門家としての価値観、倫理及び心構え
- ・IES5号：実務経験の要件
- ・IES6号：職業専門家としての能力の評価
- ・IES7号：継続的な職業専門家の能力開発：生涯学習及び職業専門家の継続的能力開発プログラム
- ・IES8号：監査の職業専門家の発揮能力要件

4. 日本の公認会計士制度に関する検討事項

私は、日本公認会計士協会IES検討専門委員会の委員長を務めているが、当委員会における検討の結果として、国際教育基準への準拠という観点からの日本の公認会計士制度の検討課題は以下の通りであると考えている。

(1) 教育プログラムへの参加要件（IES1号）

国際教育基準では、教育プログラムへ参加する者は、専門家としての知識、専門家としてのスキル、職業専門家としての価値観、倫理及び心構えの修得に必要なレベルの事前教育と学習を行なっている必要がある

としており、日本の制度では公認会計士試験の受験要件がないなどこの点を担保することはできていない。大学の一般教養課程の単位取得を受験要件とする等により、会計士試験を受験する者のレベルの底上げをする必要がある。

(2)教育プログラムにおける教育科目等(IES2号)

国際教育基準で挙げる専門的知識(①会計、ファイナンス及びその関連知識、②企業等の組織及びビジネスの知識、③ITの知識及び能力)を公認会計士試験、実務補習所だけでは網羅することはできていない。網羅されていない点(ビジネス環境、計量技法、IT関連科目等)については、公認会計士試験の試験科目を増やすことや、実務補習所のカリキュラムの充実、大学等での教育の充実が望まれる。

(3)資格取得前の専門教育期間(IES2号)

国際教育基準では、会計の専門知識については、少なくとも2年以上のフルタイム又は同等の教育が必要とされているが、少なくとも実務補習所の講義は、土日、夜間が中心であり、3年間の履修時間を合計してもそれだけでは2年間の「フルタイム」の時間数には足りていない。公認会計士試験合格までの教育と補習所での教育を合わせて2年以上のフルタイムの教育相当となっているかの確認が必要である。

(4)習得すべきスキル(IES3号)

国際教育基準では、5項目にわたるスキル(知的スキル、技術的及び機能的スキル、人的スキル、対人関係及びコミュニケーション関連スキル、組織及び経営管理関連スキル)の習得が求められている。実務補習所におけるディスカッション等で、これらのスキルを学習する機会もあるが、明文規定はなく、学習内容も通常の講義の副次的な位置づけで体系的な学習は行われておらず、不十分な状況である。公認会計士試験科目にこれらのスキルに関する科目を追加することや明文規定を作成し実務補習所のカリキュラムに左記スキルを取り込み体系的に学習させること、大学等の教育機関での左記スキルの学習プログラムの充実が望まれる。

(5)価値観、倫理、及び、心構え(IES4号)

実務補習所では一部ケーススタディー等を実施しているが、日本では体系的な教育プログラムが整備されていない。国際教育基準では、倫理規定等の知識の詰め込みではなく、多元的ケーススタディーやディスカッションが重要であるとしている。公認会計士試験の科目等でカバーすることや実務補習所で体系的な教育プログラムを整備すること、会計専門職大学院等と連携し教育プログラムを拡充する必要がある。

(6)実務経験(IES5号)

国際教育基準では、資格取得前において少なくとも3年間の実務経験が必要とされているが、現状の制度では実務経験の期間は2年となっており不足している。また、実務経験は、経験豊かな公認会計士の指導の下、適切な監査の訓練を提供できる組織で行われ、実務経験の記録は定期的に指導者によりレビューされるべきとなっている。会社等における「実務従事」では公認会計士による指導が担保されていない場合が多いと考えられ、国際教育基準における実務経験の要件は満たさない。

国際教育基準において指導者とは、「訓練生への指導のみならず、能力開発の手助けも責任を持って行う会計専門家」と定義されているが、日本では、実務経験の指導者についてなんら定めがない。さらに指導者が経験豊かであるということも制度的には担保されていない。実務経験のあり方についての指針や、その内容を整然と記録し評価するシステムの整備も不十分であると考えられる。

(7)能力評価(IES6号)

国際教育基準では、公認会計士を目指す者の能力は、資格取得前に公式に評価されるべきとされ、日本の制度上は日本公認会計士協会が実施する実務補習所の修了考査がこれに該当すると考えられる。

国際会計基準では、コミュニケーション能力も評価すべき項目として挙げているが、現状は当該項目についての評価がなされていない(従前は公認会計士試験第3次試験の口述試験である程度はカバーしていたと思われる)。

実務経験がなくても実務補習を修了できる(実務経験は登録要件)ことから、能力の評価すべてを修了考査で行っているとは言えない状況である。

5. 今後に向けて

国際教育基準に規定されている内容を見た当初はとてども違和感があったが、内容を詳細に読み込んでいくとプロフェッショナルとしての公認会計士はどのようにあるべきか、そのためにはどのような教育を受け、何を身につけるべきかということが見えてくる。将来の日本の公認会計士制度を議論する際には、ぜひ目を通していただきたいと強く願うところである。



永田 高士

昭和55年商学部卒

IFRS導入にみる「民情一新」

【IFRSと革新】

本原稿が公認会計士三田会の会報のなかで皆様のお目に触れる頃には、平成21年末に発表される「流行語大賞」は決定されているかと思います。当たるも八卦当たらぬも八卦を覚悟で予想しますと「政権交代」「エコカー減税」「排出量25%削減」あたりでしょうか。

一方で我々の会計士業界での今年の流行語大賞は、間違いなく「IFRS」ということになるでしょう。IFRSに関する我々の周辺の動きを見ますと、導入主体である各企業は、その影響と業務負担について今からシミュレーションを実施したり、来年度の予算獲得を検討したりとそろそろIFRS対応の準備をスタートしようという状況でしょうか。また、公認会計士業界は、その導入に向けての海外提携事務所からの先行事例等の情報収集のみならず、サービス体制の構築や教育・研修に多大なエネルギーを費やしています。大きな地殻変動が起こらなければ日本でも2015年もしくは2016年で上場企業を中心にして強制適用になるようです。

IFRS導入には距離を置いていた米国もIFRSの設定プロセスに積極的に関与することにより、これまで以上の影響力の行使を目指す政策転換があったように巷間言われております。

結局、我が国公認会計士業界のみならず規制当局、産業界、会計学会を巻き込んだIFRS導入をめぐる論争の決着は、グローバル経済の渦のなかで海外での資金調達力を維持し、国際競争

に打ち勝たなければならない日本企業にとっては当然の選択と私なりに理解しています。IFRS導入の目的は、グローバルベースで一体化している資本市場の財務報告に関する共通の言語を提供することで国境を超えた投資活動が促進されると同時に資本コストの削減や連結作業の効率化やITシステムと管理会計の一体化が図られるということです。内需が細るなかで、外需を取り込んで持続的な成長を目指すグローバル企業が日本経済の根幹を支えている以上は、その企業を側面的に支援する施策は優先されることとなるでしょう。

一方で私はIFRS導入を巡る10年以上に亘る論争は、会計インフラをめぐる「保守」と「革新（進取）」の相克という側面が根底にあったような気がしてなりません。

【民情一新とは】

奇しくも福澤諭吉先生が明治12年に著された「民情一新」にこの「保守」と「革新（進取）」についての記述があります。そこには「この保守と革新（進取）とは常に相對峙してその際に自ら進歩を見るべし」と二つの概念の闘ぎ合いが、あらゆる事象をより良いほうへ進展させると説いています。またその際に保守か革新（進取）のどちらかを選ぶかの基準を5つ例示しています。

- 「田舎」か「都会」か
- 「足るを知る」か「足るを知らずして足す」か
- 「老成人」か「少年」か
- 「富める者」か「貧しい者」か
- 「公務員（規則、法律を決める立場のものとは私に理解しています。）」か「民衆」か

福澤先生も上記の基準はあまりにも極端な例示と考えておられるようで「但し、念のために言っておきますが、今回は論説のためにこのような両極端に分け隔てましたが、実際、日常では例外も甚だ多いものです。人間社会のおおよそのあり様を論じるとこうなるのだというまでの話です。読者たちは必ず字句におぼれてこの本の目的を見誤ってはなりません。」と注意されています。

【民情一新から解釈したIFRS導入】

「田舎」か「都会」かの二分法は、「都会」を「情報及び資金が大量かつ相互に流通する基盤が整った社会とその社会で活動するもの」と私なりに定義すれば、グローバルに経済活動を展開する現代の日本企業、さしずめトヨタ、パナソニックということになるでしょうか。自ら積極的に大海原に乗り出すように国際競争に参入するこのような企業にとっては、IFRSという進取的なグローバルスタンダードを採用すること自体は、福澤先生からすれば当然の帰結ということになるでしょうか。一方で国内にその活動が限定される中小企業にとっては国際的な事業活動や資金調達の可能性は低く、実際これらの企業に対してはIFRS適用を除外して日本基準を残す途が真剣に議論されています。これは保守の立場を堅持する先に指摘した二分法の前者の典型例でしょう。同様に他の4つの基準を咀嚼して様々な事象にあてはめると頷くことが多いと思われます。

また、革新的な新機軸を採用する背景は、元々その企業に革新（進取の精神）のDNAが根差しており、外部環境の変化が最終的にはその意思決定を後押しするに過ぎないということでしょう。丁度時計の針を進めるムーブメントのようなものかもしれません。

さて、IFRSは言うまでもなく会計基準の一つですから、あくまでも様々な会計事象を認識・測定し、表示する手段のほずです。しかしながら昨今の会計・経済専門誌の論調や様々なIFRSに関するセミナーの講演を見聞しますと「IFRSがビジネスを変える」とか「IFRSの早期採用は、企業間競争を勝ち抜くための重要戦略だ」と大騒ぎです。しかしながら冷静に考えれば、会計事象を認識・測定・表示する当該開示企業に発生するそれぞれの会計事象自体は、会計基準がどのように変わろうとも同一のほずです。勿論、巷間議論されているのれんの償却基準が変更になることは財務諸表に多大な影響を与えるでしょうが、企業の経営戦略の上で重要と判断され実行す

べきM&Aは会計基準のいかに関わらず実行されるでしょう。収益の認識が総額主義から純額主義に変更する企業では、利幅の薄い取引の見直しが行われて商流が変更されるかもしれませんが、取引自体は消滅しません。

問題は、会計事象がそれぞれの国の商慣習やビジネスモデルが異なることによって、同一業種でも異なった会計事象として認識される可能性があるということです。その結果としてIFRSといった同一の会計基準を採用しても比較可能性を貫徹できにくいという、ある意味では経済学でいう「合成のパラドックス」が発生するリスクが大いにあるということです。これらの具体的な議論は、今後IFRS導入に際して業種別対応等の実務的な導入プロセスでの検討を待つしかないと思われます。

【終わりに】

最後に話を「民情一新」に戻しますと、その著者である福澤先生は、明治維新以来続いた官僚政治を打破して政治主導で国の政策を実現しようとする現在の民主党政治をどのように評価されるのでしょうか。政策実現や国会運営を官僚任せにせずに大臣、副大臣、政務官の政務三役が国会答弁を自らの言葉で行う民主党の政権運営は、国民には斬新な印象を与えたのではないのでしょうか。一方で予算の財源問題に決着をつけた上で政策を実現するにはまだまだ幾重の紆余曲折があるでしょう。江戸時代にも徳川幕府は、「寛政の改革」や「享保の改革」等を実施しましたが、この「改革」は保守（幕府）が政権を維持するためのものに過ぎないという見方もあります。「改革」と「革新」は明確に峻別する必要があります。あるようですが、さすれば現在の民主党は福澤先生の言われた民衆が主導する「革新（進取）」なのか、はたまた保守勢力の延命のために実施した「改革」に過ぎないのか、塾員としては一度そのご賢察を拝聴したいところです。



大久保 和孝

平成8年法学部卒

思考停止からの脱却～人材育成の重要性について

1. 経済社会の根底にある問題は何か

昨今の日本の経済社会は、マスメディアに翻弄され、社会全体の思考が停止し、瑣末化している。私自身、数多くの社会を騒がせた不祥事の現場を直視してきたが、いずれの経済事件も、事実関係すら誤解され、問題の本質が理解されないため正確な因果関係が捉えられることなく、社会全体に誤解が蔓延している。そのため、似たような不祥事が続発する。

企業経営にとって、本当に大切なことは何なのだろうか。極端なことを言えば、法令の一つや二つ違反しても会社はつぶれない。しかし、社会常識や社会の関心の高いことに反したときは、それが些細な規則であっても、痛烈な社会批判を浴び、企業は崩壊していく。最近話題となった「偽装、隠ぺい、改ざん、捏造」のどれをとっても法律による直接的な規定などない。しかし、ひとたび問題が起きると、企業は、問題の本質や正確な因果関係を捉えることなく、法令のみならず倫理観までも「遵守」を叫び続ける。この瑣末化された「遵守」思考こそが、従業員の思考を停止させ、組織の機能を麻痺させ、閉塞感をもたらすなど、悪循環をもたらす主要因となる。

そもそも倫理観とはなにか。一般的には、社会慣習として成立している行為規範を言うが、簡単に言うと「仲間意識」ではないか。法令遵守ばかりが叫ばれ、従属する組織に対する帰属心が薄れるなか、育むべき倫理観は、同じ組織の一員としての仲間意識の醸成が必要だ。あらゆる社会からの期待や要請を適時適切に法令等で規定することはできない。社会の価値観が急激に変化するなかでは、ルールの

有無に関わらず、ひとりひとりが社会の価値観や環境の変化を率先して捉え、自発的な行動を促していくための自負心・自尊心を醸成する枠組みを提供することが大切だ。

2. 思考停止の現実

不祥事の続発に対して、最近の経営者の経営姿勢を憂う意見もあるが、違和感を覚える。今、起きている不祥事の多くは、単に、これまで黙認されてきたことが、社会の価値観の変化に伴い表面化しやすくなったにすぎない。他方、企業側も、言い訳づくりのために腐心してきた。経営者（管理部門）を中心にものを考え、現場の実態に関係なく「法令遵守」を叫び、細かなルールを定め、一方的に研修を行い、形式的にでも守れていなければ従業員を攻め立て、従業員の思考を停止させる。

しばしば、コンプライアンスにより経営が阻害されると誤解する人がいる。しかし、それは単に、難題が生じたときに、既存のルールを言い訳にしているだけであり、直面する問題から目をそらし、自分で勝手にビジネスの芽をつぶしているに過ぎない。現実の社会は、ルールだけで全てのことを規定・解決することはできない。大切なことは、必ずしも完璧ではないルールを前提に、どうやって環境に適応させるか考えることだ。時には、社内の調整や解釈に困難を伴うかもしれないが、問題と正面から向き合い、解決策を考えなければならない。にも関わらず、ルールを盾に言い訳し、問題から目を背けることで、組織全体を思考停止状態に陥らせる。

3. センシティブな人材の育成

社会が急激に変化する中、大切なことは、もはや知識の習得ではなく、正しい行動を促すことだ。情報を漏洩してはいけないことは誰もが知っている。しかし、つい、家族に仕事の重要な話をしたことはないだろうか。自分の知らない間に株を買ったとしてもインサイダーになりかねない。従業員一人一人が、時代や環境変化にセンシティブでなければ、実際の行動を促すことはできない。

また、私たちが現実に直面する問題の多くは、単純に白黒判断できないことが多い。単に、ルール化して

それを周知すれば済むということではない。要因が錯綜し、白黒の判別がつきにくい問題を解決するためには、コミュニケーションが大切だ。

そして、問題が問題だと思えるリスク感性力のある人材育成こそが企業にとって急務な課題だ。いくら立派なリスクマネジメント体制を構築しても、現場で問題を問題と捉えられる正確なリスク認識ができなければ意味がない。しかし、現実的にはこれまでは、「法令遵守」教育を徹底することで、むしろ、従業員の思考を停止させてきたことも否めない。

まずは、リスク感性力の高い人材を一人でも多く育成することだ。そのためにも、時代や環境の変化に対するセンシティブリティを高めながら物事を俯瞰することで、物事の本質を見抜く力を持たせるなどして自発的な思考力を身につけ、かつ、相手を納得させるだけのコミュニケーション力を高めることだ。

4. 時代のパラダイム転換とリーダーシップ

とりわけ、この数年間は、社会の価値観が急激に変化している。これまで暗黙の了解とされてきたことも、ひとたび表にできれば、もはや一切認められないことも沢山ある。例えば、飲酒運転や食品の表示偽装等、これまで何となくやってきたことが、ひとたび露見すると瞬間に社会批判を誘発し、組織の存続までも危ぶむ。

これまでの社会に対する認識がまったく通用しなくなり、環境認識を根本から変えなければならない。高度経済成長は終焉し、低成長時代に突入した。このことは、時代の価値観そのものがパラダイム転換したことを意味している。

単にいいものを作っても売れないなど、物量（売上）などの力にもものを言わせる時代は終焉し、リーダーシップのあり方も大きく変わった。多様な価値観が錯綜する低成長時代には、これまで問題とならなかった些細なことや見て見ぬふりをしてきたことが大きな問題となる。むしろ、環境変化にセンシティブになり、錯綜する複雑な問題に対してコミュニケーションを通じて相互の理解を図りながら対応しなければならない。低成長時代には、高いリスク感性力こそがリーダーシップのカギを握る。

他方、急激な変化に振り回されないためにも、理念・信念レベルではぶれない確固たるものを持たなければならない。これからの時代にリーダーシップを発揮するためには、環境変化への適応力と、確固たる信念・理念に基づいた一貫性ある行動とのバランスが重要だ。再度、自社の経営理念の浸透を徹底し、高い志と組織に対する自負心を養いながら、リスク感性力を高めることも重要だ。

5. 持続的な成長を果たすために

組織が、社会の環境変化に適応し、持続的な成長を果たすためには、組織のトップのセンシティブリティとボトムのセンシティブリティの双方をそれぞれ高め、両者をコラボレーションさせていく。両者のセンシティブリティをつなぎ合わせていくシステムこそが内部統制であり、コンプライアンスである。

役職員のリスク感性力を高め、急激な環境変化に適応させていくことで、「遵守」思考による思考停止から脱却し、主体的な行動を促し、組織の持続的な発展を実現する。現場が抱える具体的な課題を直視し、従業員一人ひとりが主体的に解決を図っていくことのできる組織風土を醸成していかなければならない。

ダーウィンは、「種の起源」で「最後に生き残るのは知力でも強さでもなく環境変化への適応力である」と言ったといわれている。約5億4千万年前の古生代カンブリア紀初期に、それまではバクテリアのようなものばかりで遅々と進まなかった生物の進化が、この時代に何らかの原因により光の量が増大し「眼」を持ったことで、環境が劇的に変化し、生物が爆発的な進化を遂げたという「光スイッチ説」が近年有力な学説となってきた。急激な環境変化に適応するためには、組織も、生物同様「眼」を持ち社会に対する鋭敏性を高めるとともに、それを実現するための迅速な意思決定メカニズムの構築が求められる。しかし、爆発的な進化を遂げた生物も、多くはその後に絶滅してしまう。急激に変化する環境下では、変化に適応しすぎても、組織が持たないようだ。

持続的な成長を遂げるためには、揺ぎ無い確固たる信念をもちつつ環境変化に適応することだ。



森田 真里子

平成16年経済学部卒

「プロボノ」

プロボノという言葉は初めて聞いたのは、つい最近のことでした。車を運転していてふとつけたラジオから聞こえたこの言葉は、前の話を聞いていなかった私には意味が理解できませんでした。そこで、ラジオの続きを聞いてみると、プロボノについての詳細な説明は無かったのですが「専門家の行う社会貢献」というキーワードだけが聞こえました。

私は、公認会計士として社会の役に立つためにはどうすればよいか、公認会計士ができる社会貢献について、以前から強く興味を持っていたため、初めて聞くこの言葉に強く惹かれました。プロボノとは、ラテン語で「公益のために」(Pro bono publico)の略語であり、専門家が、その職業的専門知識や技能を生かし、無償(もしくは低額)で公益活動を行うことを意味します。米国では主に弁護士の無料公共活動のことを指しますが、広範囲な「専門性を生かした公共的活動全般」を意味する言葉です。

アメリカ法曹協会(ABA)では会員に対して年間50時間以上のプロボノ活動を行うことを推奨しています。日本では、各地の弁護士会で所属弁護士にプロボノ活動を義務づけているところが多いようです。最近では、これが法律分野だけでなく、他業種にも広がってきています。例えばマーケティングやコンサルティングなどの従事者がその専門技術を公共のために提供しようという動

きがあります。アメリカでは建築家から労働時間の1%の提供を募り、公共施設のデザインを手掛ける試みも始まっています。ただ、日本ではまだ弁護士以外にはプロボノという言葉は浸透していないように感じます。

2002年に公開され、ロングランで大盛況を受けた映画に、ダスティン・ホフマン主演の「アイ・アム・サム」があります。母親が失踪し、知的障害の父親と共に生活する娘の感動的なストーリーで、この映画の中で「プロボノ」という単語を耳にすることができます。

知的障害の父親には子供を育てることができないと考えた(おせっかいな)児童福祉局と知的障害の父親サムは養育権を巡って裁判で争うこととなります。サムは、お金がないにもかかわらず弁護士事務所に出かけ、依頼を受けてもらうように大声でお願いします。周囲の弁護士の冷たい目を避けるため、サムに依頼された女性弁護士は苦し紛れに「これはプロボノなの」と言い訳をするのです。

このシーンについて、日本語の字幕では「無料奉仕」と翻訳されていますが、実際にはボランティアが提供する意味における奉仕ではなく、専門家が提供する無償の活動(サービス)を意味しています。日本ではプロボノという言葉が全く知られていませんでしたから、そのまま翻訳ができないのは当然のことだったのでしょう。

日本では、NPO法人を支援する目的で設立されたあるNPO法人が「2010年をプロボノ元年として、プロボノを理解してもらい、新しいワークライフスタイルについて話し合う」というイベントを2009年12月に開催していました。近年、環境や社会に「いいこと」について関心が集まってきている中で、プロボノにも関心を示しているクリエイター

やジャーナリストがこのイベントに参加しています。私は、このイベントを知って、今後日本でも色々な業界でプロボノが注目され、広がっていくのではと可能性を感じました。

私は、公認会計士として、日本の子供に会計を教えるという活動をしたと以前から考えておりました。会計の難しい話を教えたいと思っているわけではありません。会計というものに対する複雑そうというイメージや、なんとなく子供のとき感じてしまう会計への苦手意識を、将来社会に出てビジネスパーソンになったときまで引きずらないでほしいのです。本来、会計はとても身近なものであり、難しいものではない。ということをお子様のうちに感じとるだけで良いと思っています。

現代のグローバルなビジネス社会に生きるビジネスパーソンには、会計、財務は確実に必須の分野と感じています。経済の発展を支えるのは活発なお金の動きであり、経営の基礎のひとつの要素となっているのが会計だからです。経営というものに携わるには最低限の会計知識がなければ戦えません。動きの早い現代のビジネス社会では、社会に出てからゆっくり教育を受ける余裕はありません。会計の感覚、経営の感覚、経済の感覚をすでに持ち合わせている人は、スタートラインの時点で3歩4歩も前に立ってビジネスパーソンのスタートを切ることができるのです。

ですから、小学校、中学校といった早い段階からこういった苦手意識を払拭するための意識付けを行うことは、将来に大きく役立つと考えています。子供のときから、会計が身近なものであることを感じとるだけでも、大きな違いです。

こういったことを考えていた時、日本公認会計士協会のホームページで、「ハロー!会計」という取り組みを知りました。「ハロー!会計」とは、中学生向けの会計講座であり、中学生に向けてモノ

の値段の付け方の仕組みや、会計とは何か、監査とは何か、といった話をする講座です。これを見た瞬間、まさにこれが私のやりたかったことだと感じ、すぐに「ハロー!会計」の問い合わせ先のボタンをクリックしていました。現在は「ハロー!会計」を主催している協会の広報委員会の委員の一人として、私もこの取り組みに参加させていただいており、中学生に向けて講義をしています。公開授業形式で参加者を募る授業や、訪問授業ということで中学校の特別授業の時間をお借りして授業を開催しています。いずれの講座も無料で実施しています。

協会では、この「ハロー!会計」の活動は日本公認会計士協会の行う社会貢献活動と位置付けています。これは、専門家が専門知識を生かして無償で実施する公益活動であり、まさに「プロボノ」です。

公認会計士という専門家が、社会に果たす役割は色々な形があります。監査やアドバイザー業務、税務業務といった主たる活動は、見合った報酬のもとで実施される専門性のある知識サービスです。サービスというのは金銭の交換によって提供されるのが経済社会においては当然です。しかし、新しい形として、金銭の交換という条件を除いた新しいサービス、ボランティアとは違う専門家が提供するサービス、つまり「プロボノ」という形で公認会計士が社会に果たす役割について私は注目しています。金銭の交換によって提供するサービスと、プロボノの両立が大切であると感じています。

公認会計士として、社会に役立つため、報酬をもらいながらサービスを実施するとともに、未来の日本社会を担う子供たちへのプロボノ活動を今後も続けていきたいと思っています。

公認会計士試験の状況

新試験でも連続首位 連続35年間、合格者数首位を堅持

平成21年公認会計士試験は、平成21年11月26日に合格者が発表されました。

平成21年の公認会計士試験は、願書提出者総数20,443人、
論文式受験者数5,361人、最終合格者数1,916人となっています。合格率は9.4%でした。

このうち、慶應義塾出身の補習所登録者数は258人であり、
2位早稲田の247人に11人の差で首位となりました。

これにより、慶應義塾は旧試験制度から35年間連続して、
公認会計士試験の王座を獲得しました。

今後も合格者数首位を目指して、義塾出身の受験者の確保と合格率上昇のための
バックアップを一層強化できるよう、関係各位のご協力をお願い申し上げます。

平成21年公認会計士試験の概要

願書出願者総数 ————— 20,443人 (前年19,736人)

短答式合格者数 ————— 2,289人 (前年3,515人)

最終合格者数 ————— 1,916人 (前年3,024人)

合格率 ————— 9.4% (前年15.3%)

(短答式試験受験者等対象)

主な大学の合格者数 (公認会計士三田会調べ)

慶應義塾 ————— 258名

早稲田 ————— 247名

中央 ————— 159名

東京 ————— 84名

明治 ————— 72名

一橋 ————— 56名

関西学院 ——— 56名

神戸 ————— 52名

同志社 ————— 52名

法政 ————— 49名 以上

公認会計士第2次試験及び公認会計士試験 大学・年度別合格者数一覧表

公認会計士三田会調べ

年次／順位		1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
1	昭和45年度 (1970)	慶應義塾 39	中央 29	早稲田 26	東京 12	一橋 9	明治 9	神戸 8	同志社 8	横浜国立 7	関西 4
2	昭和46年度 (1971)	中央 51	早稲田 38	慶応義塾 28	明治 22	横浜国立 14	東京 8	神戸 8	同志社 7	京都 5	大阪市立 4
3	昭和47年度 (1972)	慶應義塾 48	中央 47	早稲田 32	明治 17	東京 13	神戸 11	京都 10	一橋 9	横浜国立 6	同志社 5
4	昭和48年度 (1973)	慶應義塾 42	早稲田 30	明治 18	中央 16	一橋 11	東京 9	日本 8	法政 5	横浜国立 2	立教 1
5	昭和49年度 (1974)	中央 65	慶応義塾 61	早稲田 42	明治 25	東京 10	一橋 8	横浜国立 8	法政 7	立教 5	—
6	昭和50年度 (1975)	慶應義塾 32	早稲田 22	中央 16	明治 16	東京 9	日本 6	法政 5	一橋 3	—	—
7	昭和51年度 (1976)	慶應義塾 50	早稲田 44	中央 29	明治 28	一橋 14	日本 8	法政 6	横浜国立 6	立教 6	東京 5
8	昭和52年度 (1977)	慶應義塾 45	早稲田 44	明治 30	中央 26	一橋 13	日本 7	東京 6	法政 6	立教 6	横浜国立 5
9	昭和53年度 (1978)	慶應義塾 39	早稲田 37	中央 34	明治 13	一橋 6	法政 6	東京 5	横浜国立 5	立教 3	日本 2
10	昭和54年度 (1979)	慶應義塾 36	早稲田 29	中央 23	明治 14	一橋 9	法政 8	東京 5	横浜国立 5	立教 5	日本 5
11	昭和55年度 (1980)	慶應義塾 30	早稲田 30	中央 27	明治 17	一橋 9	横浜国立 8	法政 5	東京 3	立教 3	—
12	昭和56年度 (1981)	慶應義塾 26	早稲田 24	中央 20	明治 13	一橋 10	横浜国立 7	東京 6	法政 6	日本 3	立教 2
13	昭和57年度 (1982)	慶應義塾 26	早稲田 18	明治 16	横浜国立 14	中央 11	一橋 8	東京 5	法政 4	立教 4	日本 1
14	昭和58年度 (1983)	慶應義塾 39	早稲田 34	中央 20	明治 19	横浜国立 9	法政 8	一橋 8	東京 5	立教 5	日本 2
15	昭和59年度 (1984)	慶應義塾 54	早稲田 40	中央 27	明治 20	一橋 12	横浜国立 11	東京 8	法政 6	日本 6	立教 3
16	昭和60年度 (1985)	慶應義塾 53	早稲田 36	中央 21	明治 19	一橋 13	法政 12	横浜国立 10	日本 9	東京 9	立教 2
17	昭和61年度 (1986)	慶應義塾 63	早稲田 56	中央 40	明治 28	一橋 12	横浜国立 12	東京 14	法政 13	日本 14	立教 4
18	昭和62年度 (1987)	慶應義塾 68	早稲田 49	中央 36	明治 27	一橋 15	横浜国立 15	東京 13	法政 7	日本 7	立教 5
19	昭和63年度 (1988)	慶應義塾 68	早稲田 45	中央 38	明治 23	一橋 18	東京 13	法政 13	横浜国立 10	日本 6	立教 2
20	平成元年度 (1989)	慶應義塾 108	早稲田 67	中央 35	明治 35	東京 26	一橋 18	法政 12	立教 12	日本 11	横浜国立 9
21	平成2年度 (1990)	慶應義塾 111	早稲田 78	中央 46	明治 36	一橋 24	東京 21	横浜国立 18	法政 15	立教 9	日本 8
22	平成3年度 (1991)	慶應義塾 108	早稲田 101	中央 50	明治 45	一橋 32	東京 28	横浜国立 14	法政 10	日本 8	立教 11
23	平成4年度 (1992)	慶應義塾 126	早稲田 110	一橋 46	中央 41	東京 40	明治 36	法政 24	横浜国立 19	立教 14	日本 5
24	平成5年度 (1993)	慶應義塾 109	早稲田 98	中央 46	東京 45	一橋 36	明治 32	法政 13	横浜国立 19	立教 8	日本 15
25	平成6年度 (1994)	慶應義塾 140	早稲田 102	東京 57	一橋 37	中央 29	明治 27	横浜国立 19	法政 14	立教 10	日本 4
26	平成7年度 (1995)	慶應義塾 134	早稲田 134	中央 41	東京 39	一橋 27	明治 22	横浜国立 15	法政 11	日本 8	立教 8
27	平成8年度 (1996)	慶應義塾 115	早稲田 95	中央 39	一橋 38	明治 34	東京 23	横浜国立 22	法政 14	日本 11	立教 4
28	平成9年度 (1997)	慶應義塾 115	早稲田 85	中央 38	明治 33	一橋 26	東京 24	横浜国立 19	法政 14	立教 12	日本 8
29	平成10年度 (1998)	慶應義塾 119	早稲田 97	中央 34	東京 29	一橋 28	明治 21	横浜国立 14	法政 13	日本 12	立教 9
30	平成11年度 (1999)	慶應義塾 133	早稲田 88	中央 47	東京 47	一橋 35	明治 27	法政 23	横浜国立 21	日本 12	立教 11
31	平成12年度 (2000)	慶應義塾 136	早稲田 90	中央 60	東京 50	一橋 35	明治 35	法政 23	立教 18	横浜国立 16	日本 13
32	平成13年度 (2001)	慶應義塾 155	早稲田 134	東京 68	中央 59	一橋 47	明治 42	横浜国立 22	日本 13	法政 11	立教 11
33	平成14年度 (2002)	慶應義塾 183	早稲田 140	中央 94	東京 75	一橋 54	明治 39	横浜国立 23	法政 22	立教 21	日本 16
34	平成15年度 (2003)	慶應義塾 228	早稲田 152	東京 78	中央 76	一橋 71	京都 49	同志社 48	神戸 47	明治 45	大阪 37
35	平成16年度 (2004)	慶應義塾 208	早稲田 153	東京 93	中央 76	神戸 62	明治 60	同志社 56	一橋 56	京都 50	立命館 40
36	平成17年度 (2005)	慶應義塾 209	早稲田 159	中央 106	東京 61	一橋 51	同志社 48	神戸 43	明治 40	関西学院 40	京都 37
37	平成18年度 (2006)	慶應義塾 224	早稲田 146	東京 73	一橋 69	中央 64	明治 55	同志社 49	京都 48	神戸 38	関西学院 35
38	平成19年度 (2007)	慶應義塾 411	早稲田 293	中央 150	明治 105	神戸 105	同志社 102	東京 99	一橋 94	京都 73	立命館 71
39	平成20年度 (2008)	慶應義塾 375	早稲田 307	中央 160	東京 114	明治 110	同志社 102	一橋 93	立命館 85	神戸 83	京都 82
40	平成21年度 (2009)	慶應義塾 258	早稲田 247	中央 159	東京 84	明治 72	一橋 56	関西学院 56	神戸 52	同志社 52	法政 49

総会報告

2009年2月13日午後5時から銀座の交詢社において、公認会計士三田会総会を開催しました。総会におきましては、まず平成20年度会務報告が実施されました。会務報告では、本年度事業報告、次年度事業計画、公認会計士試験合格状況、会報発刊についての報告がされました。続いて、会計報告、監査報告が行われ、無事に決算が承認されました。

また新幹事選任では、山田幸太郎君 (S45年卒)、永田高士君 (S55年卒)、澤口雅昭君 (S59年卒)、

大塚敏弘君 (S59年卒)、岡田貴子君 (S63年卒)、荒張健君 (H5年卒)、後藤昌子君 (H12年卒)、三好巧君 (H12年卒)、小松浩幸君 (H14年卒)、森田真里子君 (H16年卒) が異議なく選任されました。

役員につきましても候補者の記載通りに選任が行われ、青木雄二君 (S42年卒) から山田幸太郎君 (S45年卒) へ会長交代、また、新たに山田辰巳君 (S51年卒)、小坂義人君 (S53年卒) が副会長に選任されました。

冬季研修会

総会に引き続き、午後6時から研修会を開催しました。

講師に公認会計士協会会計制度担当常務理事の市村清氏をお迎えして、テーマ「国際会計基準

の日本での適用」についてご講演いただき、研修を行いました。あと数年この業界で最も影響の大きいと思われる国際会計基準の導入についてご講演いただき、皆真剣に聞き入っておりました。

懇親会・新人歓迎会

研修会終了後午後7時から懇親会・新人歓迎会を開催しました。

新会長の山田幸太郎君の開会のあいさつで始まり、来賓に当時の清家商学部長 (現塾長) と経済学部長の塩澤氏をお迎えして、お言葉を頂戴しました。

例年通り慶應義塾は大学別の公認会計士合格者数でトップに輝き、この日も新しく我々の仲間となった100名あまりの新人ひとりひとりを紹介しました。最後に締めくくりとして全員で「若き血」を歌いお開きとなりました。

多くの参加者が2次会にも参加し、三田倶楽部、BRBの二手に別れ深夜まで懇親を深めました。



夏季研修会

平成21年9月8日午後6時半から、慶應義塾大学三田校舎の北館ホールにおいて夏季研修会を開催しました。研修会は、(株)商船三井の相談役であり、また初代日本郵政公社総裁としてご活躍された生田正治氏に日本のリフォーム～郵政改革を中心に」というテーマでご講演をいただきました。

前週の衆議院選挙で政権が交代した直後でもあり、日本の将来像や日本郵政公社の総裁に就任された経緯を踏まえたお話しは非常に躍動感

があり、参加した多くの方が心を動かされた様子でした。

研修会終了後、午後7時半より、場所を西館の学食に移して懇親会を開催しました。研修会に出席できなかった会員も参加し、生田氏、来賓の方々を囲んでの懇談はおおいに盛り上がりました。最後は恒例の「若き血」を斉唱して懇親会は終了し、有志は更に三田の街に繰り出し、有意義な一時を共有しました。





公認会計士三田会親睦ゴルフ 2009年8月22日土曜日

恒例の公認会計士三田会親睦ゴルフを、青梅の東京バーディ倶楽部において開催しました。

今年からより親睦を深めるために会員家族が参加できることになりました。

快晴の下、快(怪?)スコアが続出、佐竹正幸君

がネットスコア71.4で優勝しました。当会副会長の小坂義人君ご令嬢、元子さんが80でラウンドしてバスグロとなりました。さすがは現役体育会ゴルフ部との賞賛の一方、父親はどうした?との声もある楽しい一日でした。

公認会計士慶早対抗ゴルフ 2009年9月5日土曜日

恒例の慶早対抗ゴルフを、青梅の東京バーディ倶楽部において開催しました。

今年も新調した揃いのシャツ(どなたでも購入できます。)に身を包んだ我がチームに、今年も早稲田も義塾の真似をして揃いのポロを誂えておりました。今年も、慶應が誇るエース、佐藤勝君、菅原一泰君

が揃って参加し、選手の高齢化が顕著な早稲田に鮮やかな勝利を納めました。あまりにも久しぶりの勝利のためが少々はしゃぎすぎましたが、悔しがる早稲田の選手の顔を見てさらに嬉しかった一日でした。来年も必勝態勢で臨みましょう。皆様練習してください。

第22回CPAゴルフ十月会 (大学別対抗戦) 2009年10月3日土曜日

ここ数年、あと一步で優勝かというところまで来ている大学別対抗ゴルフの十月会です。

今年は難コース鶴舞カントリー倶楽部を舞台に熱戦が繰り広げられました。生憎の大雨の天候で、ハーフ終了時点で競技終了となりました。天候による競技短縮は22回の中でも初めてではないでしょうか。

さて、ネットの部優勝は法政、準優勝一橋、3位早稲田となり、我が慶應は成績はネットの部で11位に沈みました。表彰対象外ですが、名誉のグロス優勝は早稲田、準優勝一橋、3位法政となり、慶應はここでも6位となりました。やっぱり皆様練習してください。



ゴルフにご興味のある方、是非お気軽にご連絡ください。一緒に楽しみましょう。初心者大歓迎です。

役員一覽

H21.2.13より

役職	卒業年度	氏名
会長	S45年卒	山田 幸太郎
副会長	S43年卒	杉山 美代子
副会長	S46年卒	佐竹 正幸
副会長	S51年卒	山田 辰己
副会長	S53年卒	小坂 義人
幹事	S44年卒	福島 優子
幹事	S44年卒	高橋 健一
幹事	S44年卒	出口 眞臣
幹事	S47年卒	野辺地 勉
幹事	S49年卒	梶川 融
幹事	S50年卒	桃崎 有治
幹事	S51年卒	新田 誠
幹事	S51年卒	徳永 信
幹事	S52年卒	小見山 満
幹事	S52年卒	池上 玄
幹事	S52年卒	佐藤 行正
幹事	S53年卒	都甲 孝一
幹事	S53年卒	沼田 徹
幹事	S54年卒	柳澤 義一
幹事	S55年卒	市村 清
幹事	S55年卒	森 公高
幹事	S55年卒	永田 高士
幹事	S56年卒	金井 沢治
幹事	S57年卒	篠原 真
幹事	S58年卒	油谷 成恒
幹事	S58年卒	上林 三子雄
幹事	S59年卒	田光 完治
幹事	S59年卒	澤口 雅昭
幹事	S59年卒	大塚 敏弘
幹事	S61年卒	奥村 始史
幹事	S61年卒	海野 隆義
幹事	S61年卒	今村 友妃子

幹事	S61年卒	加藤 達也
幹事	S62年卒	安藤 武
幹事	S62年卒	要石 博之
幹事	S63年卒	佐藤 裕紀
幹事	S63年卒	田中 耕一郎
幹事	S63年卒	岡谷 直人
幹事	S63年卒	中村 元彦
幹事	S63年卒	岡田 貴子
幹事	H1年卒	菅野 雅子
幹事	H1年卒	阪田 大門
幹事	H1年卒	吉田 慶太
幹事	H2年卒	高橋 克典
幹事	H5年卒	荒張 健
幹事	H6年卒	菅谷 圭子
幹事	H8年卒	吉川 高史
幹事	H8年卒	長尾 宗尚
幹事	H9年卒	三根 大介
幹事	H9年卒	古賀 智彦
幹事	H10年卒	江幡 淳
幹事	H12年卒	後藤 昌子
幹事	H12年卒	三好 巧
幹事	H14年卒	小松 浩幸
幹事	H16年卒	森田 真里子
幹事	H18年卒	米田 恵美
会計監事	S44年卒	小幡 恭弘
会計監事	S52年卒	山崎 博行
相談役	S25年卒	西谷 誠一
相談役	S26年卒	向山 清志
相談役	S30年卒	村山 徳五郎
相談役	S34年卒	森重 榮
相談役	S41年卒	石井 清之
相談役	S42年卒	青木 雄二

公認会計士三田会・会則

制定／昭和52年9月1日
 改正／昭和55年1月21日
 改正／昭和58年1月10日
 改正／昭和61年1月17日
 改正／平成15年1月29日
 改正／平成15年12月4日
 改正／平成20年1月30日

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、公認会計士三田会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、会計及び監査に関する学術の研究、会員の知識及び経験の交流、業務の協調、会員相互の親睦並びに後進の指導育成等を図ることを目的とする。

(事 務 所)

第3条 本会の事務所を、幹事会の指定する場所に置く。

(事 業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1、会計及び監査の実務、学術等に関する研究会、講演会等の開催
- 2、内外の資料の調査、研究
- 3、業務情報の交換
- 4、会報その他刊行物の発行
- 5、その他前各号に附帯する事業

第2章 会 員

(会 員)

第5条 慶応義塾に在学した者で、公認会計士、会計士補、これらの有資格者及び公認会計士試験合格者をもって会員とする。

第3章 役 員

(会長、副会長、幹事)

第6条 本会に、会長、副会長、幹事を置く。会長は1名とし、副会長、幹事は若干名とする。

(会計監事)

第7条 本会に、会計監事2名を置く。

(相談役)

第8条 本会に、相談役を置くことができる。

(幹事及び会計監事の選出並びに任期)

第9条 幹事及び会計監事は、会員のうちから定時総会において選出する。
 2、幹事及び会計監事の任期は、定時総会のときから始めて、就任後第2回目の定時総会終了のときまでとする。

(会長、副会長、相談役の選任)

第10条 会長、副会長は、幹事の互選により選出する。相談役は、会長が指名する。

第4章 総 会

(総会の種類)

第11条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

(総会の開催)

第12条 定時総会は会計年度終了後5ヶ月以内に、臨時総会は必要に応じ、幹事会の議を経て会長が招集する。

第5章 会 計

(会 費)

第13条 本会の経費は、会費、臨時会費及び寄附金をもってこれに当てる。

2、会費は、公認会計士は年額10,000円、会計士補ならびに公認会計士試験合格者は3,000円とする。なお、公認会計士のうち近年に卒業した会員に対して会費を一部減額することを認め、その取扱は幹事会にて決定する。
 有資格者の会費については、これに準ずる。

(会 計 年 度)

第14条 本会の会計年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

第6章 会則の変更

(会則の変更)

第15条 会則の変更は、総会の決議による。

(附 則)

この会則は、昭和52年9月12日から施行する。

(附 則)(平成20年1月30日改正)

第5条、第12条、第13条の改正は、第31事業年度より適用する。

(削除項目)

(附則)(常任世話人の件)

当分の間、相談役の中に常任世話人を置くことができる。常任世話人は会長が指名し、連合三田会の会合等に会を代表して出席する。



©慶應義塾

www.cpa-mitakai.net

公認会計士三田会会報【第34号】 (平成22年1月1日発行 昭和53年1月1日創刊)

編集発行 公認会計士三田会 佐藤裕紀 森田真里子 米田恵美

〒104-0061 東京都中央区銀座3-15-10-6F新創監査法人内

電話：03-3541-2886 FAX：03-3543-1588 E-mail：mitakai@shinsoh.co.jp